

フェミニズムにおける男女平等の判断基準¹⁾

筑波大学大学院人間総合科学研究科博士特別研究員 宇井美代子²⁾

筑波大学心理学系 松井 豊

Judgment criteria concerning gender equality within feminism

Miyoko Ui and Yutaka Matsui (*Institute of Psychology, University of Tsukuba, Tsukuba 305-8572, Japan*)

The present study examines opinion concerning gender equality within feminism, theories of feminism, and the debates over working women and the status of housewives, by comparing the viewpoints of female college students from the perspective of the judgment criteria for gender equality proposed by Ui (2002). The results of analysis indicate that while gender equality within feminism in the public domain is based on the four criteria of 'equal opportunities', 'the principle of necessity', 'the principle of equality', and 'procedural justice (social movement)', in the private domain, gender equality is based on the two criteria of 'the principle of male and female traits' and 'procedural justice (being on equal terms with husband)'. Thus, there would seem to be a considerable overlap between feminism and the judgment criteria for gender equality held by female college students. However, while there was greater variety in the judgment criteria for feminism among feminists, there was greater variety in the judgment criteria for each individual among female college students.

Key words: judgment criteria concerning gender equality, gender-egalitarianism, feminism, sex-role attitudes, social justice theory

男女平等については、これまでフェミニズムをはじめとして、様々な領域で議論が展開されてきた。心理学においても、フェミニズムの影響を受け、男女平等やジェンダーに関する研究が続けられている。一方、若い世代の女性たちの“フェミニズム離れ”も指摘されている(江原, 2000)。

本論文では、フェミニズムに関する文献研究を行い、どのような男女の役割分担の仕方が男女平等と捉えられてきたのかを、社会心理学の領域で発展し

てきた社会的公正理論を援用して整理する。次に、同様に社会的公正理論を援用して、若い世代の女性である女子大学生が何を男女平等と捉えているのかを整理した社会心理学における知見を述べる。社会的公正理論という共通の組上に載せることによって、フェミニズムにおける主張と、社会心理学において明らかにされた人々の男女平等の捉え方との類似点および差異点を明らかにする。

I. フェミニズムにおける男女平等

19世紀の前後から現在に至るまで、男女平等について、多くの議論や運動が展開されてきた。これらの議論について、多くの論者は、20世紀前半まで続く第一波フェミニズムと、1960年代から始まる第二

- 1) 本論文は日本心理学会第67回大会で発表されたものを加筆修正したものである。本論文は第一著者が文献の収集分析および執筆を行い、第二著者が統括を行った。
- 2) 本論文の作成にあたり、清水豪氏(社会福祉法人済美会)のご協力を賜りました。ここに記して感謝申し上げます。

波フェミニズムの二つの時期に分けている(江原, 1997a, 1997b; 細谷, 1997). 第一波フェミニズムでは, 公的領域(政治・経済・教育)における男女平等に焦点が当てられ, 男性だけに認められていた諸権利を女性が獲得することが, 運動の主な目的とされた(青木, 1986; 細谷, 1997; 上野, 1985). 続く第二波フェミニズムでは, 性や家庭などの私的領域の問題にも焦点が当てられるようになり, また, 性差別が生じる社会機構や文化のあり方についての理論構築も行われるようになった(江原, 1997a, 1997b; 上野, 1985).

以下では, 最初に, フェミニズムにおける諸理論を簡単に整理し, 次に, 女性の就労と専業主婦の位置づけに対して行われてきた論争を整理することとする. フェミニズムでは, 男女平等が達成されない原因のひとつとして, 社会における女性の就労と専業主婦の位置づけが, しばしば指摘されてきたためである(国広, 1999).

1. フェミニズムの諸理論

(1) 第一波フェミニズム

19世紀前後から始まる第一波フェミニズムの時代には, リベラル・フェミニズムと社会主義フェミニズムとが隆盛であった(江原, 1997a). この時代は, 近代社会が成立し, 個々人の自由と平等の理念もまた成立した時代であった. しかし, 男性には与えられていた政治・経済・教育などの諸権利が女性には与えられていなかった. メアリ・ウルストンクラフト(1792)はリベラル・フェミニズムの古典と言われる『女性の諸権利の擁護』を著し, 政治・経済領域での女性の諸権利を主張している. リベラル・フェミニズムは, 女性も男性と同じ人間であるという意識と, 個々人の自由と平等というリベラリズムの理念とを, 男女平等実現の基盤に据えた. 具体的には男性と同等の女性の参政権や財産権, 教育権などを求めた(細谷, 1997). 社会主義フェミニズムは, アウグスト・ベーベル(1919)の『婦人論』に代表されるように, 性差別の原因を女性の生産手段からの阻害であると捉え, 女性が労働者として生産活動に就くことによって, そして最終的には資本主義の社会主義への移行によって, 性差別は克服されると主張した(伊田, 1997; 上野, 1985).

他に, フェミニズムの理論ではないが, 第一波フェミニズムの中には, 母性主義フェミニズムと呼ばれるフェミニズムが存在した. エレン・ケイは, 『児童の世紀』(1900)や『恋愛と結婚』(1911)などの著作において, 女性の持つ母性を高く評価し

た. リベラル・フェミニズムが男女の差異よりも男女の類似性を強調して女性の社会進出の推進を試みたのに対し, 母性主義フェミニズムでは, 暖かい愛情で子どもを包み込んで養育していくという女性の持つ母性の特質を, 家庭だけではなく社会においても発現させていく必要があると主張した(住沢, 1988).

(2) 第二波フェミニズム

第一波フェミニズムは, 政治・経済・教育における諸権利の獲得を目指し, 公的領域における女性差別や平等に, 理論や運動の焦点を当ててきた. これに対して, 20世紀後半から始まった第二波フェミニズムでは, 公的領域における平等を獲得するだけでは, 女性解放は達成されないことが指摘され, 女性差別は公的領域だけではなく, 私的領域でも行われていることが指摘された.

第二波フェミニズムにおける主要な理論は, ラディカル・フェミニズムと(ネオ・)マルクス主義フェミニズムである(江原, 1997a). ラディカル・フェミニズムでは, 主に性の領域に焦点が当てられ, 男性と女性では異なる性規範が当てはめられる性の二重規範の解体や, 産む・産まないの自由といった女性における性の自己決定権が主張された(西川, 1997). 伊田(1997)は, ケイト・ミレットの著作『性の政治学』(1970)により, フェミニズムが私的領域に注目するようになったと指摘している. ミレットは, 同著において, 最も個人的なことでとされていた男女の性的な関係にこそ, 歴史的・構造的な支配関係が生産されていることを, 文学作品から読み解いた. また, シュミラス・ファイアストーンは『性の弁証法』(1970)を著し, 女性の抑圧の物質的基盤が, 子どもを産むという再生産機能を持つ女性の身体そのものにあると指摘した. 女性解放のためには, 女性自身が再生産機能を統制し, 女性が自分自身の肉体に関する所有権を回復することが必要であると主張した.

(ネオ・)マルクス主義は, 生産領域(公的領域)における階級支配について論じた社会主義フェミニズムと, 私的領域における家父長制について論じたラディカル・フェミニズムとを統合したものである(上野, 1985). ジュリエット・ミッチェル(1971)が初めて, 著作『女性論』において, 女性の抑圧構造を解明するにあたり, 家父長制と階級支配とを統合した. 従来のマルクス主義が家庭領域を考慮せずに構築されてきたことや, 女性が公的領域に進出しても, 男性向けの仕事と女性向けの仕事があることや, 女性にパートタイムなどの非常勤労働

が多いなど、公的領域においても性別役割分業が行われていることを指摘した。また、女性が社会に進出するためには、女性のみが家事や育児役割を担うことは負担となる。男性と女性のどちらも、仕事も家庭もという形での性別役割分業の解体が必要であると主張した。

(3) フェミニズムの第三期

多くの文献において、フェミニズムは以上の第一波と第二波に分けられているが、有賀(2000)によれば、1980年代後半には、さらにフェミニズムは第三期に入る。リベラル・フェミニズムに代表されるように、第一波フェミニズムでは、男女の類似性が強調された。一方、第二波フェミニズムでは、性の自己決定権など、女性特有の問題を取り上げたラディカル・フェミニズムのように、男女の差異が強調された。これらの理論では、女性の中に存在する差異には、あまり焦点が当てられてこなかった。有賀(2000)は、フェミニズムを第三期に導いた理論として、ポストモダン・フェミニズムを挙げている。ポストモダン・フェミニズムに関連する著作として、リュース・イリガライの『ひとつではない女の性』(1977)やジュリア・クリステヴァの『詩的言語の革命』(1974)などがある。ポストモダン・フェミニズムは、女性の経験が、人種や階級、文化によって異なることを指摘している。例えば、リベラル・フェミニズムでは、女性の財産権が主張されたが、財産を持っていない無産階級の女性にとって、この主張は「絵に描いたもち」にすぎず、リベラル・フェミニズムはブルジョア的であると、社会主義フェミニズムは批判する(江原, 1997b)。また、人種差別や、そのセクシュアリティのために差別を受けている集団に属している人にとっては、男女の類似性もしくは差異を強調するフェミニズムは、一面的なものとして捉えられざるをえない。ポストモダン・フェミニズムの影響を受けた現代では、人種や階級、文化によって異なる女性の経験に基づいた多様なフェミニズムの存在が当然と考えられている(有賀, 2000)。

2. 女性の就労と専業主婦の位置づけに関する論争

女性の就労や専業主婦に関する論争は、大正時代の「母性保護論争」(加野, 1997)から始まり、昭和30年(1955年)から始まる「主婦論争」へと継承されていく(神田, 1974)。上野(1982)は、主婦論争を三期に分けているが、最近では、田中(1999)とフェミニズムを批判する林(1999a, 1999b, 1999c)との間で新たな論争が展開されてい

る。

(1) 母性保護論争

母性保護論争は1915年頃から始まり、出産・育児期にある女性に対して、国家は経済的な保護をすべきか否かという点について争われた(加野, 1997)。与謝野(1918)は、母親になるということは、女性の側面を表すにすぎないと相対化して捉え、国家に母性の保護を求めることは「依頼主義」であるとして、これを否定した。女子の人格の独立と自由とを保証するためには経済的自立が不可欠であり、結婚して夫に経済的に依存することは「寄生」であると主張した。体力や知識の男女の違いは、栄養や教育機会が男女同程度になれば解消されるものであり、個々の女性が社会に進出していけば、社会そのものも女性が労働しやすい環境に変わると考えていた。山川(1918)も、与謝野と同様に母性を相対化して捉えているが、女性が経済的に自立するためには、国家体制そのものの変革が必要であると、別個の議論を展開している。

一方、平塚(1918)は、現在の社会状況では、女性が母であることと経済的自立を両立することは困難であると指摘している。さらに女性は出産し母となることにより「個人的存在の域を脱して社会的な、国家的な存在者となる」のであり、母を保護することは国家にとっても有益であるから、母性を保護すべきであると主張している。山田(1918)も、女性の天職は、国家のために次世代の労働力を出産・育成することであるとして、母性の保護を求め、現在の女性の低い地位は女性に対する態度を改めればよいことであると論じた。

(2) 主婦論争

主婦論争は、平等な男女の関係を築くにあたり、主婦の位置づけを問い、また主婦のあり方について行われた論争である。この論争は、上野(1982)によれば、「第一次主婦論争」(1955~1957)、「第二次主婦論争」(1960~1961)、「第三次主婦論争」(1972~)の三期に整理できる。上野(1982)に従い、それぞれの論争を概略することとする。

①第一次主婦論争 第一次主婦論争は、「主婦は仕事に就くべきか、否か」といった論点で争われた。この論争は、石垣(1955)の「主婦という第二職業論」と題する論文に始まるが、第一次主婦論争で議論された内容は、石垣(1955)などによる職場進出論、坂西(1955)などによる家庭重視論(性別役割肯定論)、平塚(1955)などによる主婦運動論、の3つに分かれる(神田, 1974; 駒野, 1976; 上野,

1982).

職場進出論では、女性が従属的な地位から解放されるためには、まず経済的な自立が必要であると論じている。主婦は経済的な基盤を持たないために、決定権や発言権が制限されているとの認識によるものである(伊藤, 1972)。この論争の中で、女性の社会進出が進まない理由として、石垣(1955)は職場での“女性の甘え”を挙げ、男性と対等な待遇を得るためには、女性側に男性と同じように職場で生き抜く覚悟が必要であると論じる。また、職場を辞めた女性は、主婦という第二の職業を得ることになるが、そのような“閉ざされた”家庭生活では、毎日単調な仕事をし、充足しない不満を抱くことになると主張する。嶋津(1955)は女性の社会進出のために、女性の手から家事労働が離れることが必要であると主張した。また、女性は家事労働に従事しなくてはならないため、社会に必要な特性が養われず、男性より能力が低くならざるを得ないと指摘した。

一方、家庭重視論は、女性の特性は家事・育児にあると捉えている。家庭の中で特性を発揮しながら、そこでの女性の地位の向上や、主婦の価値の問い直しをはかることを目的とする(神田, 1974)。坂西(1955)は、石垣(1955)に反論し、女性にとって重要なのは仕事よりも家庭であり、主婦が家庭を切り盛りし、無給で義務的責任を果たしていくこと自体が、社会人としての責任を果たしていると強調する。さらに女性が働くことによって起こりうるトラブル(子どもが不良になる、家庭がうまくいかない、など)を指摘する。関島(1956)は、主婦は家庭の経営者であり、夫の単なる従属者ではないことを強調する。邱(1957)も、男女間の分業は身体的な相違からくる自然なものであり、分業によって男女の役割が異なるとしても、そこに地位の格差はないと論じている。

第三の主婦運動論では、女性が社会に出て行くべきか、それとも家庭に在るべきかといった上記の二つの論にみられた二者択一論を避け、どちらの選択をするかは個人の自由であると捉えなおした。女性が解放されるためには、人間としての権利を求めていくために有職女性と専業主婦とが協力し、市民運動を展開していく必要があると主張した(神田, 1974; 駒野, 1976)。平塚(1955)は、女性解放運動はもはや抽象論を議論している段階は過ぎ、具体的な問題を解決するよう動く時期に来ていると主張する。さらに、女性解放運動は、女性だけの問題だけではなく、様々な人の立場の問題と根底でつながっていると主張し、今までのように男性を敵に回

すのではなく、協力しあう必要性を説いている。また平塚(1955)は、石垣(1955)による家庭は閉塞した環境という論に対し、現実に主婦が市民運動を展開していることに触れ、主婦も社会とつながりを得られると反論している。

②**第二次主婦論争** 第二次主婦論争では、主婦が行う家事労働の経済的価値に焦点が当てられた(駒野, 1976)。この論争の口火を切った磯野(1960)は、第一次主婦論争の職場進出論に対して、女性が社会進出しても低賃金で搾取されるという点を見落としている点や、子どもの健全な育成のために母親が傍にいることの重要性を無視している点を批判した。一方、家事を女性の天職として捉える立場に対しても、家事労働が適切な評価を得ていないと批判した。磯野(1960)は、専業主婦が行う家事労働が、家庭の外で行われた場合には経済的価値を生むにも関わらず、なぜ専業主婦が行うと価値がなくなるのかを明らかにすべきであると主張している。主婦が行うために家事労働に価値がないのは、主婦が夫と対等な人格を持っていないとみなされているためではないかと論じている。主婦は、夫が賃金労働に従事できるようにするために家事労働(再生産労働)を行っている。このことから磯野(1960)は主婦が行う家事労働が正しく評価されずに、資本家に搾取されていると論じた。

磯野(1960)の論文を発端に、第二次主婦論争では、以下の3点について議論がなされた。第一は、主婦の家事労働は経済的価値を生むか否か、第二は、主婦の経済的自立の具体的対策について、第三は、女性解放という全体的視野から見た、主婦の社会運動と職場の社会運動との関連についてである(神田, 1974)。

第一の点について、高木(1960)は、磯野(1960)を批判して、夫の労働力の消費は、経済的価値を生むが、一方、妻が行う家事労働(夫の労働力の再生産)は経済的価値を生まないと論じた。夫の労働力を再生産しているのは、妻が作る食事だけではない。睡眠やレクリエーションもまた、夫の労働力を再生産している。したがって、妻が行う再生産労働に経済的価値を認めれば、睡眠やレクリエーションにも経済的価値を認めなくてはならなくなる。他の論者によっても、妻の家事労働は有用であるが経済的価値を生まないと結論づけられている(駒野, 1976)。

第二の主婦による経済的自立の具体的対策について、毛利(1961)は、日本の資本主義の発展は労働者に対する低賃金によってなされてきたと指摘した。この低賃金による資本主義の発展を支えてきた

のが、主婦による無償の家事労働（夫の労働力の再生産労働）であると主張した。毛利（1961）は、主婦の家事労働が資本主義に果たす役割を評価し、家族手当などの社会保障制度を要求した。また水田（1960）も、低賃金による資本主義の発展を主婦の家事労働が支えてきたとの認識から、主婦に対する経済的な保障を要求している。具体的には、主婦が行った家事労働の分だけ夫の会社から支給してもらえるよう夫の昇給を求める、夫の給料の中から主婦の個人名義の所得をもらう、もしくは国家が年金という形で主婦に給与を与えるという3つの方法を提案している。

第三の女性解放の点からみた主婦の社会運動と職場の社会運動との関連について、毛利（1961）や渡辺（1960）が発言している。どちらの論者も、日本の低賃金による資本主義を、主婦の無償による家事労働が支えてきたと主張する。さらに水田（1960）は、ほとんどの女性が家事労働に携わっており、この家事労働のために職場で男性と同等の働きをしえないと女性の低賃金の根拠となっていると論じている。したがって、職場での女性と主婦である女性は、根底では利害を共有しているのであり、ともに協力して、同一労働同一賃金と最低賃金の上昇を運動によって要求すべきであると主張している。

③第三次主婦論争 第三次主婦論争は、武田（1972）の「主婦こそ解放された人間像」と題した論文から、始まった。武田（1972）は、人間の活動を「生産」と「生活」とに分けて捉え、第一次・第二次主婦論争に見られたように、社会に進出し経済的に自立するという「生産」活動を行うことによって女性解放が進むとの論を、「生活」活動を軽視していると批判した。武田（1972）は、「生産」活動だけに従事するのではなく、経済的責任を持たず、自分の興味や関心に従って自由に時間を使うことができる主婦こそ、真に人間らしい生活をしているのであり、男性も主婦と同じような生活ができるようにすべきであると主張している。ただし、その自由な時間は、夫の経済力に依存するものであり、また夫も会社から解放され自由な時間を持つためには、妻も経済的な基盤を持つことが必要であると論じている。武田（1972）の論は、「主婦リブ」（村上、1972）と呼ばれている。武田（1972）の論に対し、現実の主婦は解放されていないという反論（林、1972；伊藤、1972）がなされた。

④近年の主婦の捉え方

1999年からなされている論争は、林（1999aなど）がフェミニズムを批判する著書を出版し、これに対して田中（1999）が再批判を行ったことに始

まった。林（1999aなど）は、近年の青少年の問題は、家庭から母親の母性がなくなったために生じていると論じている。林によれば、母性がなくなったのは、フェミニズムが専業主婦の価値を低めて不満をあまり、女性が家庭を軽視し始めたためである。男女平等とは、家事や育児を男性と女性が半々に分担することではなく、女性は母性という本能のために、子どもを第一に考えるべきだと主張する。これに対して、田中（1999）は、女性が仕事に就く傾向が強まったことは、フェミニズムの影響によるものではないと主張し、現代の夫には、「亭主関白」な者はいなくなり、「やさしく」なったが、それは、「家事と育児をちゃんとやっていたら」という前提つきのものであり、妻の自由は制限つきであることを指摘している。妻は夫に依存しないためにも、子どもが生まれたら早くに仕事に就くことを、田中は勧めている。

II. 社会的公正理論を援用して整理された男女平等の判断基準

社会心理学の領域において、Reichleら（Reichle, 1994（ただし、Reichle（1996）とReichle & Gefke（1998）とから引用）、1996；Reichle & Gefke, 1998）や宇井（2002）は、夫妻や女子大学生を対象とした面接調査を行い、人々がどのように男女で役割分担をすれば男女平等であると評価するのかを、社会的公正理論の諸概念を援用して、整理している。

以下では、最初に社会的公正理論を整理した後、Reichleと宇井の調査結果について述べる。

1. 社会的公正理論

社会的公正理論では、対人的相互作用において、人々が主に正の資源（物、サービス、金、愛情など）をどのように分配すれば公正と感じるのかについて研究がなされてきた（Cook & Hegtvest, 1983；宮野, 1997）。資源を分配するにあたっては、「各人の正当な分配」とは何かという分配公正の諸原理と、分配方法をどのようにして決定するのかという「手続き的公正」の2種の公正が区別される（宮野, 1997）。

前者の分配公正の中では、資源を配分する際に使用される分配公正の諸原理が研究されてきた。公正な原理として、主に研究されてきた原理は、①衡平性の原理（貢献度に応じて資源を分配すること）、②平等の原理（資源を各人に均等に分配すること；以下、「均等配分の原理」と表記）、③必要性の原理（その資源を必要としている者に資源を分配するこ

と)の3つであった。これら3つの原理の他に、Deutchsh (1975)は、8つの原理が存在すると指摘している。資源の分配の際にいずれの分配公正の原理が適用されるかは、分配の対象となる資源の種類によって(宮野, 1997)、競争を重んじる場面なのか、親密さの維持を求める場面なのか等、その場面に置かれている集団の目標によって(Deutchsh, 1975)、それぞれ異なると指摘されている。

以上のように、社会的公正理論においては、人々が公正であると評価する分配の仕方や過程が多様であることが示されている。Reichleら(Reichle, 1994, 1996; Reichle & Gefke, 1998)と宇井(2002)は、この社会的公正理論における分配公正の諸原理や手続き的公正の概念を、男女の役割分担に援用して、公正もしくは平等と捉えられる男女の役割分担の仕方も複数存在することを明らかにしている。

2. 社会的公正理論を援用した男女平等の捉え方

社会心理学の領域では、社会的公正理論を援用し、人々が公正もしくは平等と評価する役割や資源の男女間での分配の仕方が分析されてきた。Reichleら(Reichle, 1994, 1996; Reichle & Gefke, 1998)は、夫妻を対象とした面接調査を行い、公正と評価される家庭労働の分担の仕方を整理している。宇井(2002)は、社会的公正理論や、心理学の性役割態度研究の知見から、家庭場面という私的領域と、会社などの公的領域とでは、男女の役割分担状況が男女平等か否かを評価する際に用いられる基準が異なりうることを指摘し、女子大学生を対象とした面接調査を行っている。以上の研究により、Reichleら(Reichle, 1994, 1996; Reichle & Gefke, 1998)や宇井(2002)は、公正もしくは平等と捉えられる男女の役割分担の仕方が複数存在することを明らかにしている。

Reichleら(Reichle, 1994, 1996; Reichle & Gefke, 1998)は、家庭における夫妻の役割分担に焦点を当て、社会的公正理論の枠組みから、公正と捉えられる役割分担の仕方を分析している。Reichle (1994)は、夫妻を対象とした面接調査を行い、夫妻では、

関係を維持するのに必要な課題、すなわち家庭運営、子育て、稼ぎ、自分自身の余暇などにおける役割や資源が分配されることを明らかにした。これらの分配の仕方が公正と評価される基準には、“均等配分の原理”や“必要性の原理”や“伝統の原理”があることが明らかにされた。また、いずれの分配の原理が用いられるのかが決定される過程が公正であるか否かを評価する際に用いられる基準には、夫妻で話し合って決める“交渉”、夫妻のどちらにも決定権がない“くじ引き”、夫のみに決定権がある“夫の決定権”という基準があることが見出された。さらに、分配結果そのものを公正か否かを評価する基準には、すべてにおいて等しく夫妻が責任を負う“平等的分配”や、それぞれの配偶者が別個の責任を負う“特化された分配”という基準があることを見出している。さらにReichle & Gefke (1998)は、夫妻を対象とした質問紙調査を行い、夫妻が家庭における男女の役割分担が公正か否かを評価する際に複数の原理を関与させていることを実証している。

宇井(2002)は女子大学生を対象とした面接調査を行い、Reichleら(Reichle, 1994, 1996; Reichle & Gefke, 1998)が検討している家庭という私的領域だけではなく、職場などの公的領域も含めて、男女の役割分担状況が男女平等か否かを評価する際に用いられる基準(“男女平等の判断基準”)を探索的に検討している。その結果、個人内に複数の判断基準が存在し、男女の役割分担が行われている領域によって、男女平等か否かを評価する際に用いられる判断基準が異なることが示唆された(Table 1 参照)。

職場などの公的領域では、“機会の平等”(“就職の機会”など、ある資源や役割への接近可能性が、男女で等しいか否か)、“個人の能力の原理”(役割や資源を、個々人の能力に応じて分配しているか否か)、“努力の原理”(役割や資源を、個々人の努力量に応じて分配しているか否か)、“必要性の原理”(出産をする女性に出産休暇を与えるなど、役割や資源を、より必要としている人に分配することによって、もしくは役割や資源を分配しないことに

Table 1 各領域でももに用いられている男女平等の判断基準

領域	公的領域	私的領域	個人領域
判断基準	機会の平等	話し合いによる手続き的公正	均等配分の原理
	個人の能力の原理	男女の特性の原理	自己決定に基づく手続き的公正
	努力の原理		
	必要性の原理		

注：宇井(2002)を筆者が一部改変。

よって、一方の性が他方の性よりも不利にならないようにしているか否か)の4つ判断基準が男女平等か否かを評価する際に用いられていた。

家庭という私的領域では、男女平等か否かを評価する際には、“話し合いによる手続き的公正”(役割や資源の分配の仕方を決定する過程における平等について述べたもの。家庭などでは特に、当事者である男女の間で話し合いを十分に行っているか否か)、“男女の特性の原理”(役割や資源を、男女それぞれに特有の能力や特性に応じて分配しているか否か)の2つが判断基準として用いられていた。

また、将来の生き方など、自分自身のあり方に関する個人領域では、“均等配分の原理”(役割や資源を、個人の能力や、男女それぞれに特有な能力や特性にかかわらず、男女の間で、等しく同じ量を分配しているか否か)と“自己決定に基づく手続き的公正”(役割や資源の仕方を決定する過程における平等。特に自己の性に期待されている役割が何であれ、自己の意思に基づく決定を尊重しているか否か)が、男女平等の判断基準として働いていることが示唆された。ただし、個人領域については、この領域に該当する判断基準を表明した者が少なかったため、今後の検討課題とされている。

以上の研究に見られるように、男女平等な役割分担状況か否かを評価する際に用いられる判断基準は個人内に複数存在し(Reichle, 1994, 1996; Reichle & Gefke, 1998; 宇井, 2002)、領域によって異なる判断基準が用いられること(宇井, 2002)が示唆されている。

Ⅲ. 男女平等の判断基準の観点からみた フェミニズム

第I部では、フェミニズムの議論を整理した。これらのフェミニズムの議論の中から、男女平等に関するいくつかの主張点を抽出することができる。

第一は、女性の母性を高く評価した母性主義フェミニズムに見られるように、女性は母性を有しており、母や妻役割に適しているという主張である(母性主義フェミニズム、母性保護論争の母性保護派、第一次主婦論争の家庭重視論、近年の論争の林)。男女平等の判断基準からみると、この主張では、男女それぞれの特性に基づいて役割を配分する“男女の特性の原理”という判断基準に基づいた男女平等が求められていると推定される。

第二は、経済的に自立することにより女性が解放されると主張した第一次主婦論争の職場進出論に見

られるように、女性が経済的に自立することによって、夫に依存せず、対等な発言権を持てるようになるという主張である(リベラル・フェミニズム、社会主義フェミニズム、ラディカル・フェミニズム、(ネオ・)マルクス主義フェミニズム、母性保護論争の母性保護反対派、第一次主婦論争の職場進出論、第二次主婦論争、第三次主婦論争、近年の論争の田中)。女性の経済的自立の必要性の主張には、性によって役割が固定されない(リベラル・フェミニズムなど)という点で“機会の平等”や、女性が働きやすい社会制度を整える(母性保護論争の母性保護反対派など)という点で“必要性の原理”や、男女ともに経済的基盤を持つ(第三次主婦論争の武田など)という点で“均等配分の原理”の判断基準が、夫と対等な発言権の要求には、何かを決定する際に、自分の意見が反映されることを求める(第一次主婦論争の職場進出論など)という点で、“手続き的公正”の判断基準が、それぞれ用いられていると推定される。

第三は、有職女性と専業主婦とが協力し、市民運動を展開することによって、女性が解放されると主張した第一次主婦論争の平塚(1955)に見られるように、女性が置かれている立場が改善されるよう、女性が協力して社会運動を行うことが必要であるという主張である(第一次主婦論争の主婦運動論、第二次主婦論争)。この主張には、自分たちの意見を社会のあり方に反映することを求めるという点で、“手続き的公正”という判断基準が用いられていると推定される。

以上の男女平等の判断基準を、宇井(2002)の示唆に基づき、公的・私的領域別に分類するとTable 2の結果となる。本論文では分析対象を一部に限定したものの、今回得られたフェミニズムにおける男女平等の判断基準と、女子大学生の判断基準(宇井, 2002)との間には共通した判断基準が見られた。しかし、フェミニズムでは、論者による判断基準の違いが強調されるのに対して、女子大学生は、個人内に複数の判断基準を持っていた。そのため、フェミニストとフェミニスト以外の人との間の男女平等の捉え方の違い(江原, 2000)が強調されやすいものと推定される。

Ⅳ. 男女平等の捉え方に関する全体的考察

本論文では最初に、フェミニズムでの議論を概略し、次に、社会的公正理論を援用して整理された、女子大学生における男女平等の判断基準を紹介し、最後にフェミニズムにおける男女平等の判断基準を

整理した。

Table 2 に示したように、フェミニズムの文献においては、論者の立場によって、異なる男女平等の判断基準が用いられていることが示唆された。この結果と、女子大学生における男女平等の判断基準 (Table 1) と比較してみると、公的領域において女子大学生は、フェミニズムにおける“機会の平等”と“必要性の原理”とに加えて、“個人の能力の原理”と“努力の原理”とを用いていた。私的領域において、女子大学生は、フェミニズムの主張点と一致して“話し合いによる手続き的公正”と“男女の特性の原理”を用いていた。個人領域では、“自己決定に基づく手続き的公正”と、“均等配分の原理”の判断基準が働いていた。

女子大学生が考えるこれらの男女平等のあり方は、フェミニズムで議論されてきた男女平等のあり方よりも、多くの判断基準で捉えられていた。ただし、本論文では、フェミニズムの議論を、諸理論の一部や、母性保護論争・主婦論争、近年の論争に限っていた。そのために、フェミニズムの主張すべてを網羅的に検討できなかったことも、フェミニズムにおける男女平等の判断基準が女子大学生よりも少なく見出された一因であろう。

男女平等の判断基準に関しては、本論文で紹介したフェミニズムより女子大学生の方が、多様であったとはいえ、両者の判断基準は重複するところが大きい。フェミニズムは、特殊な人々の議論なのではなく、フェミニスト以外の人々の意識を反映するもの、もしくはフェミニズムでの考え方が、フェミニスト以外の人々に伝わっていると考えることができよう。しかし、両者の大きな違いは、フェミニズムがフェミニスト間の判断基準の多様性を示すのに対して、女子大学生では個人内での判断基準の多様性を示すことである。宇井 (2002) では触れられていなかったが、面接調査においては、テレビなどのメ

ディアによく登場する一人の女性がフェミニストの全体を表すものとして取り上げられ、また、男女が全てにおいて等しく分担する均等配分の原理を主張するものとして捉えられていた。個人内で多様な判断基準を持つ女子大学生にとって、フェミニズムがひとつの判断基準を強制するように聞こえてしまったために、心理的な抵抗を感じ、“フェミニスト離れ” (江原, 2000) が生じたのかもしれない。

引用文献

- 青木やよひ 1986 フェミニズムとエコロジー 新評論
 有賀美和子 2000 現代フェミニズム理論の地平—ジェンダー関係・公正・差異— 新曜社
 ベーベル, A. 山川菊枝 (訳) 1977 婦人論 改造図書出版販売
 (Bebel, A. 1919 *Die frau und der socialisms.* Dietz.)
 Cook, K.S. & Hegtvedt, K.A. 1983 Distributive justice, equity, and equality. *Annual Review of Sociology*, 9, 217-241.
 Deutsch, M. 1975 Equity, equality, and need: What determines which value will be used as the basis of distributive justice? *Journal of Social Issues*, 31, 137-149.
 江原由美子 1997a フェミニズムの時代—婦人参政権から性と生殖に関する自己決定権まで— 世界, 634, 60-63.
 江原由美子 1997b 視座としてのフェミニズム 江原由美子・金井淑子 (編) フェミニズム 勁草書房 Pp.1-14.
 江原由美子 2000 フェミニズムのパラドックス—定着による拡散— 勁草書房
 ファイアストーン, S. 林 弘子 (訳) 1972 性の弁証法—女性解放革命の場合— 評論社

Table 2 フェミニズムにおける領域別にみた男女平等の判断基準

領域	公的領域	私的領域
判断基準	・機会の平等 【リベラル・フェミニズムなど】 ・必要性の原理 【母性保護論争の母性保護反対派など】 ・均等配分の原理 【第三次主婦論争の武田など】 ・手続き的公正 (社会運動) 【第一次主婦論争の主婦運動論, 第二次主婦論争】	・男女の特性の原理 【母性主義フェミニズム, 母性保護論争の母性保護派, 第一次主婦論争の家庭重視論, 近年の論争の林】 ・手続き的公正 (夫と対等な意見) 【第一次主婦論争の職場進出論など】

注:【 】内は、それぞれの判断基準に基づいた男女平等を主張したフェミニズムの各理論および主婦に関する論争を表す。

- (Firestone, S. 1970 *The dialectic of sex: The case for feminist revolution*. New York: William Morrow.)
- 林 道義 1999a フェミニズムの害毒 諸君, 31 (7), 194-209.
- 林 道義 1999b フェミニズムの害毒—ウソで塗り隠した田中喜美子氏の「暴論」— 諸君, 31 (9), 178-194.
- 林 道義 1999c フェミニズムの罪悪 正論, 324, 50-53.
- 林 都 1972 主婦はまだ未解放である 婦人公論, 5月号 (上野千鶴子 (編) 1982 主婦論争を読むII 勁草書房 Pp.150-162. 所収)
- 平塚らいてう 1918 母性保護の主張は依頼主義か 婦人公論, 5月号 (香内信子 (編) 1984 資料 母性保護論争 Pp.87-91. 所収)
- 平塚らいてう 1955 主婦解放論 婦人公論, 10月号 (上野千鶴子 (編) 1982 主婦論争を読むI 勁草書房 Pp.73-82. 所収)
- 細谷 実 1997 リベラル・フェミニズム 江原由美子・金井淑子 (編) フェミニズム 勁草書房 Pp.37-50.
- 伊田久美子 1997 ラディカル・フェミニズム 江原由美子・金井淑子 (編) フェミニズム 勁草書房 Pp.15-36.
- イリガライ, L. 棚沢直子・小野ゆり子・中嶋公子 (訳) 1987 ひとつではない女の性 勁草書房 (Irigaray, L. 1977 *Ce sexe qui n'en est pas un*. Minuit.)
- 石垣綾子 1955 主婦という第二職業論 婦人公論, 2月号 (上野千鶴子 (編) 1982 主婦論争を読むI 勁草書房 Pp.2-14. 所収)
- 磯野富士子 1960 夫人解放論の混迷 朝日ジャーナル, 4月10日号 (上野千鶴子 (編) 1982 主婦論争を読むII 勁草書房 Pp.2-22. 所収)
- 伊藤雅子 1972 主婦よ『幸せ』になるのはやめよう 婦人公論, 6月号 (上野千鶴子 (編) 1982 主婦論争を読むII 勁草書房 Pp.163-179. 所収)
- 神田道子 1974 主婦論争 講座家族8 家族観の系譜 弘文堂 (上野千鶴子 (編) 1982 主婦論争を読むII 勁草書房 Pp. 214-230. 所収)
- 加野彩子 1997 日本フェミニズム論争史①母性とセクシュアリティ 江原由美子・金井淑子 (編) フェミニズム 勁草書房 Pp.196-221.
- ケイ, E. 小野寺信・小野寺百合子 (訳) 1979 児童の世紀 富山房 (Key, E. 1900 *Barnets arhundrade*. Albert Bonniers Forlag.)
- ケイ, E. 小野寺信・小野寺百合子 (訳) 1997 恋愛と結婚 新評論 (Key, E. 1911 *Kärleken och äktenskapet*. 2nd Ed.)
- 駒野陽子 1976 「主婦論争」再考—性別役割分業意識の克服のために— 婦人問題懇話会会報, 25 (上野千鶴子 (編) 1982 主婦論争を読むII 勁草書房 Pp.231-245. 所収)
- クリステヴァ, J. 原田邦夫 (訳) 1991 ジュリア・クリステヴァ 詩的言語の革命 第一部 理論的前提 勁草書房. 枝川昌雄・原田邦夫・松島征 (訳) 2000 ジュリア・クリステヴァ 私的言語の革命 第三部 国家と秘儀 勁草書房. (Kristeva, J. 1974 *La Révolution du langage poétique, L' Avant-garde à la fin du XIX^e siècle: Lautréamont et Mallarmé*. Éditions du Seuil. Paris: Tel Quel.)
- 邱 永漢 1957 男女分業論 婦人公論, 10月号 (上野千鶴子 (編) 1982 主婦論争を読むI 勁草書房 Pp.148-162. 所収)
- 国広陽子 1999 主婦とは誰か—主婦イメージの構成— 女子学生とその両親への調査結果にもとづいて 慶應義塾大学メディアコミュニケーション研究所紀要, 49, 109-120.
- ミレット, K. 藤枝滯子・加地永都子・滝沢海南子・横山貞子 (共訳) 1985 性の政治学 ドメス出版 (Millet, K. 1970 *Sexual Politics*. University of Illinois Press.)
- ミッチェル, J. 佐野健治 (訳) 1973 女性論—性と社会主義 合同出版 (Mitchell, J. 1971 *Woman's Estate*. Penguin.)
- 宮野 勝 1997 公正観の論理構造 行動計量学, 24, 48-57.
- 水田珠枝 1960 主婦労働の値段 朝日ジャーナル, 9月25日号 (上野千鶴子 (編) 1982 主婦論争を読むII 勁草書房 Pp.23-43. 所収)
- 毛利明子 1961 『労働力の価値』と主婦労働 朝日ジャーナル, 4月9日号 (上野千鶴子 (編) 1982 主婦論争を読むII 勁草書房 Pp.107-118. 所収)
- 村上益子 1972 主婦の自由時間こそ問題 婦人公論, 7月号 (上野千鶴子 (編) 1982 主婦論争を読むII 勁草書房 Pp.180-195. 所収)
- 西川祐子 1997 日本フェミニズム論争史② フェミニズムと国家 江原由美子・金井淑子 (編) フェミニズム 勁草書房 Pp.222-244.
- Reichle, B. 1994 *Die Geburt des ersten Kindes—eine*

- Herausforderung für die Partnerschaft.* Bielefeld: Kleine. (ただし, Reichle (1996), Reichle & Gefke (1998) から引用)
- Reichle, B. 1996 From is to ought and the kitchen sink: On the justice of distributions in close relationship. In Montada, L. & Lerner, M.J. (Eds.) *Current Societal Concerns about Justice* (pp.103-135). New York: Plenum Press.
- Reichle, B. & Gefke, M. 1998 Justice of conjugal divisions of labor—You can't always get what you want. *Social Justice Research*, 11, 271-287.
- 坂西志保 1955 主婦第二職業論の盲点 婦人公論, 4月号(上野千鶴子(編) 1982 主婦論争を読むⅠ 勁草書房 Pp.15-22. 所収)
- 関島久雄 1956 経営者としての自信をもて 婦人公論, 9月号(上野千鶴子(編) 1982 主婦論争を読むⅠ 勁草書房 Pp.97-109. 所収)
- 嶋津千利世 1955 家事労働は主婦の天職ではない 婦人公論, 6月号(上野千鶴子(編) 1982 主婦論争を読むⅠ 勁草書房 Pp. 34-47. 所収)
- 住沢とし子 1988 第二帝政期ドイツにおける母性主義フェミニズム—ランゲとボイマーを中心として— 思想, 768, 47-72.
- 高木督夫 1960 婦人運動における労働婦人と家庭婦人—磯野論文の問題点— 思想, 12月号(上野千鶴子(編) 1982 主婦論争を読むⅡ 勁草書房 Pp.66-87. 所収)
- 武田京子 1972 主婦こそ解放された人間像 婦人公論, 4月号(上野千鶴子(編) 1982 主婦論争を読むⅡ 勁草書房 Pp.134-149. 所収)
- 田中喜美子 1999 フェミニストから林道義氏へ—主婦は「フェミニズム」動かない 諸君, 31(8), 166-174.
- 上野千鶴子 1982 主婦論争を読むⅠ・Ⅱ 勁草書房
- 上野千鶴子 1985 資本制と家事労働—マルクス主義の問題機制— 海鳴社
- 宇井美代子 2002 女子大学生における男女平等を判断する基準—公的・私的・個人領域との関連から— 青年心理学研究, 14, 41-55.
- ウルストンクラフト, M. 白井堯子(訳) 1980 女性の権利の擁護—政治および道德問題の批判をこめて— 未来社
(Wollstonecraft, M. 1792 *Vindication of the rights of women: With strictures on political and moral subjects.* David Campbell.)
- 山田わか 1918 母性保護問題—与謝野氏と平塚氏の所論に就て— 太陽, 9月号(香内信子(編) 1984 資料 母性保護論争 Pp.147-160. 所収)
- 山川菊栄 1918 婦人を裏切る婦人論を評す 新日本, 8月号(香内信子(編) 1984 資料 母性保護論争 Pp.117-131. 所収)
- 与謝野晶子 1918 女子の職業的独立を原則とせよ 女学世界, 1月号(香内信子(編) 1984 資料 母性保護論争 Pp.81-85. 所収)
- 渡辺多恵子 1960 労働者と母親・主婦運動 学習の友, 10月号(上野千鶴子(編) 1982 主婦論争を読むⅡ 勁草書房 Pp.44-53. 所収)

(受稿9月30日: 受理11月17日)